

別紙（第2関係）

1 補助事業の内容

保育所等利用待機児童の解消及び仕事と子育ての両立を実現する働きやすい環境整備を図るため、助成要領第1の4または第2の4により助成の決定を受けた企業主導型保育施設の整備について、助成要領別紙5の第3欄及び別紙6で定める対象経費に含まれない経費等について補助するもの。

2 補助対象経費

助成要領別紙5の第3欄及び別紙6で定める対象経費に含まれない経費のうち、（1）から（3）の合算額とする。

- （1） 保育を実施する上で必要となる備品の購入費
- （2） 防犯対策上必要となるフェンス等の外構設置工事費
- （3） 上記のほか、企業主導型保育事業を実施する上で必要な工事等として知事が認める経費

3 補助金の額

下表の事業類型（事業内容）に応じた補助率、補助限度額とする。

事業類型	事業内容	補助率	補助限度額
沿岸部被災地復興型	東日本大震災により被災した沿岸市町において企業主導型保育施設を設置する場合 [対象地域] 仙台市（宮城野区、若林区に限る）、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町	3 / 4	上限 20,000 千円 下限 1,000 千円
産業振興促進型	工業団地等において工業団地内等の企業が企業主導型保育施設を設置する場合 [対象地域] 県内の工業団地又は工業団地に準ずる地域 ※ 工業団地に準ずる地域とは、工場等が集中して立地する地域等をいう。 なお、この地域における事業の場合は、市町村の意見書を添付すること。 ※ 対象地域内に所在する企業が主体となり、対象地域及びその他の地域に所在する複数企業が共同で設置する場合も対象とする。	2 / 3	上限 17,000 千円 下限 1,000 千円

一般型	県内において企業主導型保育施設を設置する場合（ただし、仙台市を除く）	1 / 2	上限 10,000 千円 下限 1,000 千円
-----	------------------------------------	-------	-----------------------------

4 補助金額の算出方法

補助金額の算出方法については、2の合算額に3の補助率を乗じた額と補助上限額を比較していずれか小さい額とする。補助金額の算出にあたっては別記様式第1号-3によるものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

5 補助事業の要件等

(1) 補助事業の要件として、以下のいずれも満たすこと。

- ・ 補助事業を実施する前年度の4月1日現在の待機児童が1人以上又は補助事業を実施する年度の4月1日現在において待機児童が1人以上となることが見込まれる市町村（※）における企業主導型保育施設の整備であること。

※ 市町村の意見書を添付すること。ただし、申請時点において補助事業を実施する年度の4月1日現在の待機児童数が公表されている場合には省略可とする。

- ・ 企業主導型保育施設の定員に地域枠を設定していること。

(2) 予算を超過する申請があった場合には、業種別の女性就業率を勘案して交付決定するものとする。